

参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年3月30日

小山町長 込山 正秀



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- ①小山町全域 ②吉久保 ③所領

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年3月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

- ① 経営体数 法人 4経営体
個人 23経営体
集落営農（任意組織） 2組織
② 吉久保 個人 6経営体
③ 所領 個人 7経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ①②③
担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ①②③
- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ①②③
- ・水稻中心の作付に加え、水かけ菜や露地野菜等の作付を推進する(複合化)
 - ・水稻について、エコ米の作付を推奨する(高付加価値化)
 - ・餅米の作付を推奨し、餅の加工販売へつながるよう推進する(6次産業化)